　昭和46年9月2日定例本会議の議事録　樫井昭一総務課長の提案説明

　※傍線部分の手書きを文字データ化

総務課長　上ノ山工場跡地取得については・・・・・それから既存する建物類は全部町で撤去する。但し、一棟事務所の向側　先方の方は安松工場に移築したいと話しがありましたので、契約条項に入れている。**所有者の移転は、先程申しました代金全額支払時点で町に移転登記する。それまでに完全無欠の状態にしていただく。機械類の搬出は本年12月25日迄に全部完了していただくこと**ですが、先方の方では経済情勢のこともありまして、この時期までに出来るのか、疑問がある。その場合、建物の一部に格納させてもらいたいということでありまして、最終的期限　昭和47年5月末日とした。しかしこれまでに出来るだけ搬出を終わるということにしている。第一義的には12月25日〇即です。